

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業			種		目		B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産価 額〕	A（株価）			
大 分 類			番号	内 容	令 6 平	和 年 均				6 年 11 月 分	6 年 12 月 分		
中 分 類													
小 分 類													
専門・技術サービス業			95		8.0	42	241	456	444	446			
専 門 サ ー ビ ス 業			96	法務に関する事務、助言、相談、その他の 法的サービス、財務及び会計に関する監 査、調査、相談のサービス、税務に関する 書類の作成、相談のサービス及び他に分類 されない自由業的、専門的なサービスを提供 するもの（純粋持株会社を除く）	9.0	56	225	595	554	545			
広 告 業			97	依頼人のために広告に係る総合的なサービス を提供するもの及び広告媒体のスペース 又は時間を当該広告媒体企業と契約し、依頼 人のために広告を行うもの	10.0	45	245	512	493	499			
技 術 サ ー ビ ス 業			98		6.5	34	263	316	314	321			
土木建築サービス業			99	建設設計、設計監理などの土木・建築に関 する専門的なサービス、基準点測量、地図 を作成するための測量、土木測量、河川測 量、境界測量などの専門的なサービス及び 他に分類されない土木建築サービスを提供 するもの	7.4	38	243	295	300	314			
その他の技術サービス業			100	技術サービス業のうち、99に該当するもの 以外のもの	5.7	29	282	337	328	329			

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和7年分の標本会社の株価を基に計算しているので、標本会社が令和6年分のものと異なる業種目などについては、令和6年11月分及び12月分の金額は、令和6年分の評価に適用する令和6年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和6年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和7年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目			A（株価）【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】												
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分
				7 年											
				1 月 分											
専 門 ・ 技 術 サービス 業			95	445 462	447 460	447 458	423 456	459 455	474 455						
専 門 サービス 業			96	549 621	555 615	548 609	519 603	591 601	610 598						
広 告 業			97	494 535	494 530	497 525	476 520	504 517	520 514						
技 術 サービス 業			98	328 298	330 300	330 303	311 305	335 307	350 311						
土木建築サービス業			99	324 277	331 280	326 283	309 286	320 289	326 293						
その他の技術サービス業			100	331 318	329 320	335 321	312 322	350 324	373 328						